

八王子市中心市街地交通安全対策連絡会設置要綱

(設置)

第1条 八王子市中心市街地の交通安全施策を実施するに当たり、八王子市中心市街地交通安全対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会は、八王子市中心市街地の交通安全対策を地域と警察・市が連携して、実効性のある取り組みを行うことで、交通事故のない安全なまちを創ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項について協議・実行する。

- (1) 飲酒運転根絶対策に関すること。
- (2) 違法駐車対策に関すること。
- (3) 放置自転車対策に関すること。
- (4) その他交通安全に関すること。

(構成)

第4条 連絡会の委員は、別表のとおり八王子市中心市街地における町会、商店会、八王子警察署、八王子交通安全協会及び八王子市の中から人選した者により構成する。

(会長)

第5条 連絡会に会長を置く。

- 2 会長は構成員の互選とする。
- 3 会長は連絡会を主宰する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を行う。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、必要の都度会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 連絡会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 連絡会の議事は、出席委員の総意をもって決するところによる。

(庶務)

第7条 連絡会の事務局は、八王子市道路交通部交通事業課とする。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、連絡会の運営などについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

1	八王子 TMO 駅前ゾーン事業化部会部会長
2	駅周辺商店会連絡会会長
3	町会自治会連合会東部地区連合会長
4	町会自治会連合会中部地区連合会長
5	町会自治会連合会東南部地区連合会長
6	八王子交通安全協会 中心市街地担当代表
7	八王子警察署交通課長
8	八王子市交通事業課長